

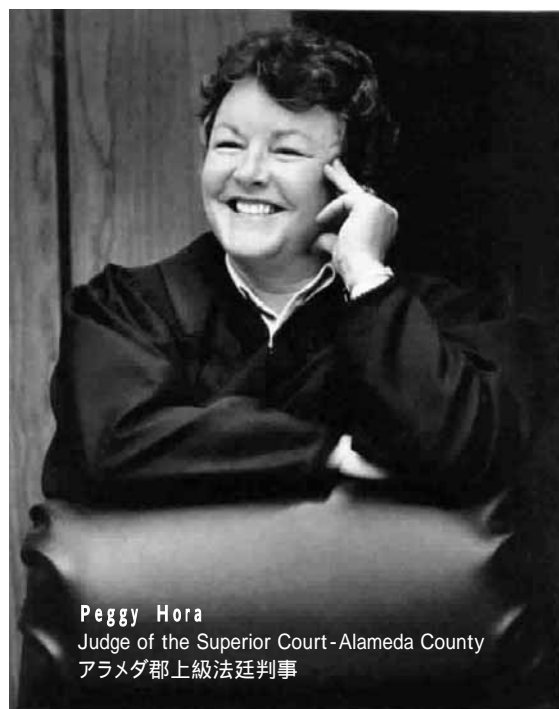
# ペギー・ホラ判事に会いにいこう！

## 米国ドラッグ・コートの第一人者が来日

薬物治療法廷、ドラッグ・トリートメント・コート(DTC)は、約13年前にアメリカで生まれた画期的な裁判制度です。薬物事犯者に対して刑罰を科すのではなく、治療・回復プログラムを選択させるのです。

DTC運動創始者のひとり、ペギー・フルトン・ホラ判事がこほど来日し、東京と大阪で講演して下さることになりました。

欧米で現在もっとも関心の高いこの司法システムについて、情熱を込めて語るホラ判事のお話を、みんなで聞きに行きましょう！



Peggy Hora  
Judge of the Superior Court-Alameda County  
アラメダ郡上級法廷判事

**大阪講演** お問合せ:フリーダム/06-6399-4999  
主催:フリーダム、大阪ダルク、大阪弁護士会  
2003年10月27日 午後6時30分より(開場6時)  
大阪弁護士会館6階ホール

**東京講演** お問合せ:東京ダルク/03-3807-9978  
主催:東京ダルク支援センター 後援:日本弁護士連合会  
協力:フリーダム、東京ダルク、NPO法人アパリ、  
国立精神・神経センター  
2003年10月31日 午後6時

### ホラ判事からのメッセージ

「日本でもDTCの手法はきっと有益なものだと思います。『服役・懲役よりも治療を』というテーマへの私の情熱を、日本の皆さんにお目にかかって、ともに語り合えるのを楽しみにしています」

## 尾田、ドラッグ・コートを語る！



平成14年度の中央共同募金会助成事業「薬物依存症の調査・研究のための海外研修事業」で、尾田真言(アパリ事務局長)がアメリカのドラッグ・コート制度を視察しました。以来すっかりドラッグ・コート・ジャンキーの尾田真言が、本号で6ページにわたり、研究結果を発表しています。ホラ判事の来日講演前に、お読みくださると幸いです。写真左上:フロリダ州マイアミ・ドラッグ・コート 下段左:サンフランシスコ・ドラッグ・コート 中:被告人が立つ証言台 右:マイアミでの研修風景



# 日本にもドラッグ・コートを

尾田真言（アパリ事務局長）



皆さんこんにちは、アパリの尾田でございます。

今日は、中央共同募金会さんから頂きました海外研修費用を使って、アメリカのドラッグ・コート制度というものを……増えつづける薬物事犯に対する新しい裁判制度なんですけれども、薬物依存症という問題に対し、司法の立場からいかにして回復を支援するのか、こういった新しい制度を研究させて頂くことができましたので、ご報告させていただきます。

ただし、アメリカには50の州がありまして、州ごとに刑法典というものがあります。ですから州によってドラッグ・コート制度の内容に微妙に違いがあります。私はこのたび、ホノルル、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ニューヨーク、マイアミと5つのドラッグ・コートを見してきました。州でいいますとハワイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州、フロリダ州と4つの制度を見てきた、ということをまず、前置きさせていただきます。

## ドラッグ・コートとは？

私がどうしてドラッグ・コートという制度に興味をもったか、といいますと……実際に見に行くまではこういう制度だと思っていました。「あなたはリハビリ施設に行きますか、それとも刑務所に行きますか」と。

実はそうではなくて、裁判官が、ひとりの被告のプログラムの開始から修了までを見続ける。日本でいう保護観察官のようなことを、裁判官自らが行っている。決して、「リハビリ施設に行け」と丸投げするような制度ではなかった。

では、どういうものか。概略をお話したいと思います。

単に薬物使用だけではなく、薬物使用によって窃盗ですとかほかの犯罪を犯してしまった人もこの手続きに乗ることができる、というふうに規定している州が多いです。

そういった人たちは通常の刑事司法手続きではなく、薬物依存から回復させるための治療的な手続きに乗せて、その経過を裁判官が法廷で見守る。そのトリートメントの修了時までの約1、2年の間、あくまでも一人の裁判官が、その人がプログラムの終わりまで、せいぜい月に……最初のうちは2、3回だそうなんですけれども、裁判所に出頭させて、手続き全般を集中的に監督します。そしてプログラム修了者に対しては、公訴棄却等により裁判を終結させます。つまり、起訴はされたんだけど、立派にプログラムを修了したから、判決の言い渡しをすることなく、もうそれで裁判は終結させましょう。そういう制度なんです。前科にもなりません、判決の言い渡しがありませんから。

そのプログラムの主体となっているものは、自助グループでのミーティングです。必ずしもAAとかNAに限らず、その人に最も適したプログラムを受ける、ということです。裁判所は参加者に対し以下の3点を義務付け、ちゃんとやっているかどうかチェックしています。決められた日に出廷すること。そして自助グループにちゃんと出ているかどうか、薬を使わないでいるかどうかを尿検査によって明らかにする。

入寮型のリハビリ施設に処遇を任せちゃうわけではありません。自助グループに定期的に参加しながら、社会の中であくまでも普通に生活することを、裁判所が支援するのです。

裁判所は、さまざまなトリートメント・プロバイダーと呼ばれる、プログラムを提供するグループと契約で結ばれています。このトリートメント・プロバイダーというのは、必ずしも、薬物依存のリハビリ施設だけではなく、例えばニューヨーク州ブルックリンのドラッグ・コート(ブルックリン・トリートメント・コート、以下BTCと表記)は、NAやAAをはじめとする自助グループ、治療共同体、医療機関、セラピスト、DV(夫婦間暴力)のシェルター、食料支援、支給団体、法律扶助団体。そういった150箇所のトリートメント・プロバイダーと契約して、一人一人がニーズに応じた処遇を受けられるように

考慮しています。

何故、裁判所がそこまで参加者の面倒を見るのかといいますと、クソリをやめるためにはなによりもまず、クソリをやめられるような環境をつくらなければいけないからです。たいていのドラッグ・コート参加者は、やめて普通の生活を送っていくにあたっての障害を抱えているのです。だから、言い訳をする。例えば「自分は働かないと、借金があるから、こんなプログラムなんか悠長に受けている場合じゃないんだ」とか言うわけです。でも現実には、すぐクソリが止まって社会復帰なんてできない。そういう人にはその借金の問題を解決するような……日本で言うところの、破産免責制度のような、そういったことを裁判所が紹介してくれる。そうやって、回復のためのさまざまな障害を、裁判所が取り除くことをする。そういった制度が実際にあるんです。

これは日本では考えにくいことです。アパリは今、裁判所と契約というものはありません。我々のプログラムに対しては確かに「アパリ藤岡研究センターで薬物研修プログラムを受けること」を条件とした保釈決定が出ていますが、これは別に裁判所との契約ではなくて、被告人と裁判所との間の約束で成り立っているだけです。そうではなく、裁判所がお金を払って、各プロバイダーに委託する契約のもとに、ドラッグ・コートの参加者に対しプログラムを実施、処遇するのです。

ではドラッグ・コート制度の中で、ダルクのような入寮型リハビリ施設というのはどの段階で出てくるのかといいますと、後述するようなサンクションを受ける段階を経たにもかかわらずリラプスを繰り返して、「あなたはどうも、社会の中で通常の仕事しながら、この裁判所のプログラムに乗ることは難しいようですね。それならば、入寮型の施設に入りなさい」ということになって、はじめてリハビリ施設というものが登場します。そうすると、1年半とか2年とかかなり長期にわたってリハビリ施設に行くことにもなります。だから決して、最初の段階から裁判所が「あなたは刑務所に行きますか、それともリハビリ施設に行きますか」と選ばせているわけではないんですね。

## リラプスは回復の一段階

前述のとおり、参加者は出廷時、尿検査を義務付けられています。



各地のドラッグ・コートのある裁判所  
(左上) ニューヨーク・ブルックリン上級裁判所  
(左下) ロサンゼルス少年裁判所  
(右上) ハワイ州の第一巡回裁判所  
(右下) ロサンゼルス郡刑事裁判所

尿検査で陽性になったらどうするか。日本だと即、刑務所に3年というわけですが、アメリカのドラッグ・コート制度においては、「リラプスは、当たり前である」と……依存症の人がまた使ってしまうこと、というのはきわめてよく見られることであって、それは回復の一段階であることを、ドラッグ・コートにかかわるスタッフ・専門家の全員の間で、常識として認識されているんです。

ですから、尿検査でプラスが出たからといって刑罰が科されることは原則としてありません。「サンクション」……法律によるものでなく裁判官が自らの権限で、自由裁量によって課す「制裁」というものを受けます。

具体的にどのような制裁か、BTCの例でご説明します。

だいたい「有罪判決が出ました」というそれだけで、今まで長年使ってきた薬物がびたっと止まる、なんてありえない。ダルク入寮者のお話を聞いても、たいていは「判決言い渡しの日から使っていました」と言いますが、これはある意味当たり前です。そこでBTCでは、初めてドラッグ・コートに乗った被告人の場合、90日の間に5回の陽性反応が出た場合、または尿検査を受けなかった(例えば陽性が出て、あと2回受けなければならないのに受けなかった)場合、はじめて第1回目のサンクションが課せられます。

サンクションの内容は、例えば2日間まる一日、朝から晩まで、他のドラッグ・コート参加者の全手続きを傍聴させるというペナルティが、一番軽いサンクションとしてあります。もうひとつは、反省文といいますが、現在の心境を書かせて、提出させるというもの。あるいは、1日ないし2日のあいだジェイルに入れる……たった1日か2日なんです。

そのサンクションの目指すところは、決して懲らしめではなく、やめ続けるために励ます。そういう立場でやっている。リラプスしたからといって刑務所に入れられるようなことはありませんから、参加者は正直に振舞い、逆にそのリラプスを自分の回復の動機付けにすることができるし、裁判所もそれを応援する。

いま日本では、とまかく7年空いていれば再度の執行猶予がありうると言いましたが、その7年の間ずっと使っていた、あるいは精神病院に入退院を繰り返していたということが証拠上明らかになると、たとえ7年空いていても、10年空いていても実刑になってしまう。それがわかっている被告人の人は、みんな嘘をつくわけですね。正直に喋ったら刑務所に入れられるような中で、誰が正直にものを言うかということになってしまう。逆にドラッグ・コート制度においては、みんな正直に振舞うことができます。使ったら、「使ってしまいました」と言えるわけです。

先日アパリ藤岡研究センターに、法務省の職員が泊りがけで研修に来られ、近い将来、かどうか知りませんが「将来ぜひ、ビジネスとして契約したい」という非公式の打診を受けました。つまり法務省では、国の方針としても、ゆくゆくは民間と契約をしながら、刑務所だけではなく回復のために必要なそういった社会資源を使っていこうと考えている。

しかし一方で厚生労働省は……これは厚生省の研究班に出ていてびっくりしたのですが、刑罰の威嚇力を利用して……つまり刑務所に行くのは怖いからと脅してクスリをやめさせよう、と、まだそんなことを言っているお役人も結構いらっしやるんですね。

厚生労働省というのは本来、薬物依存症という病気に苦しむ人たちを支援すべき立場にあると思うのですが、いま彼らがやっていることは、麻薬取締官というものを用意して、密輸組織などの大掛かりな犯罪のみならず、末端の依存症者まで摘発している。それで捕まえてどう処遇するのかというと、厚生省には依存症の施設というものはない。刑務所に入れるしかないわけです。その結果……いま現に、日本の刑務所は過剰拘禁状態といって、収容定員を超えています。その中で薬物事犯の人が男性で3割、女性で5割です。

なお、アパリ・ダルクは、刑法に触れる薬物を使ったからどうこう、という姿勢でやっているのでは決してありません。使用している薬物の種類、合法・非合法の別にかかわらず、同じプログラムを提供しています。

おびただしい数の薬物が世の中には存在していて、その中でごくごく一部の薬物だけが、刑罰によって厳しく規制されているに過ぎない。あとの薬物には全く規制がないわけです。薬局で売ってる咳止めをどんなに飲んだって、それはなんら犯罪を構成しませんし、精神病院で処方される薬が大好きでたくさん飲み続けたって、それに対する何の規制もない。しかし「薬物依存症」という病気は、使用する薬物の種類や量によって決まるものではありません。合法・非合法の別にかかわらず、回復のためのプログラムとケアが必要なのです。

そうすると、アディクション(依存症)という病気を知らないお役人さんが言うように、刑罰の威嚇力を使って依存症を回復させよう、というのはナンセンスですね。法で禁じられているから、使ってはいけないから罰する。そういう方法では何も変わらない。

例えばアパリ・ダルクでは、薬物依存症の人たちにとってはアルコール薬物の一種であり、他の違法薬物の摂取と同じく、やめなければいけないものと考えます。それはアメリカのドラッグ・コートでも同じです。法規制の有無に関わらず、精神作用性物質の摂取が自分にとってはいけないことなんだ、という考え方なのです。尿検査も、アルコールの検査というのもあるんですよ。アルコールも、鎮痛剤も、睡眠薬も同じだと。そういうことにちゃんとなっている。

ということで、私がドラッグ・コートに関心を持った一番の理由は、刑事司法制度そのものが、乱用者の回復を考えてくれている制度だからだ、ということです。

## リハビリ施設とリカバードの役割

ここで、リカバード(薬物依存症からの回復者)の活躍について触れてきたいと思います。

裁判所と提携している入寮型のリハビリ施設を見学してきましたが、どこ施設でも必ず、リカバード・カウンセラーが働いています。施設長とかスタッフの人はほぼ間違いなくリカバードです。薬物依存症の施設に必須なのは、薬物依存症から回復した本人なんです。だから、それをどう育成していくのが大問題になってきます。

アメリカでは、カウンセラーになるには州の資格が必要になります。ですから、依存症本人が、その経験を活かして社会的に奉仕できる場があるんですけれども、そういったポストにつくためには、ちゃんとトレーニングを受けないといけません。日本ではどうか。ダルクはやはりリカバード・スタッフの手で運営されています。日本ではまだ、リカバードが資格をとって社会の中で自らの経験を生かしていけるようなシステムが未整備で、公的な資格を取得するところまで手が回らないまま、クリーンの長い入寮者がスタッフになっている、というのが現状です。

日本でもアメリカのようにしようと思っても、法律の制約があって、そういった前科・前歴のある回復者が国家公務員や地方公務員にはなれない。リカバードを国が雇うことは難しい、という現状があります。ですから民間委託すべきなんです。前述したようにアパリ藤岡研究所にも、法務省から提携のお話があったんですよ。そういうふうになっていくべきだと思います。

どうい人がドラッグ・コートの裁判官になるのかというと、必ずしも裁判のキャリアをはじめから持っていた人とは限らないというのが、日本と違うところですね。例えば長い間弁護士をしていて、その後高校の教員になって、それから初めてドラッグ・コートの判事として任命された、といった経歴の人が結構います。元検察官だった人もいます。

あと特徴的なことは、非常に任期が長い。日本だと3年に1回転職があったりするわけですが、アメリカで初めてのドラッグ・コート裁判官(マイアミのドラッグ・コートの初任者)は、10年も同じポストにいたそうです。私が



薬物依存症リハビリ施設  
(左)マイアミのThe Village  
(右)Asian American Recovery Service Inc.サンフランシスコの施設。裁判所の委託を受け、尿検査を実施している。

お会いした現職のロジネック判事で二人目だそうです。この後任者を探すときに非常に問題になる。薬物問題に詳しい人じゃないとドラッグ・コートの判事は務まらないんだ、ということで、その人選は大変だという話を聞きました。裁判官はみんな、薬物依存症は何であるのかという教育を十分に受けた上で、このポストについている、ということです。

2002年11月の統計では、アメリカで全州にドラッグ・コートの制度があり、2年以上ドラッグ・コートをやっている裁判所が、全米で804の裁判所。2年以内、ないしは計画中というところが507の裁判所ということで、約1300の裁判所で行っている。ですから、おそらく近い将来全ての裁判所において薬物問題、薬物がらみの犯罪というのは、ただ刑罰を科すだけではなくて、治療に向けたものが全てで行われるということになります。

今までのところ、約30万人の成人、1万2500人の少年がドラッグ・コートに参加したということです。

日本とアメリカの人口比ということを考えても、アメリカは日本のせいぜい2、3倍です。単純に数を比較する前にアメリカと日本の状況の違いを説明しなければいけないんですが、日本の場合、刑務所の収容人員は約6万人なわけです。アメリカは今、200万人なんです。日本では地方裁判所というのは100も無いわけですが、アメリカは日本の地方裁判所にあたる裁判所が約1300位あります。人口比から考えても、ぜんぜん桁が違います。アメリカ社会の犯罪の多さを立証する数字ですね。

では、アメリカほどには犯罪の起きていない日本では、アメリカの裁判制度が参考にならないかといえ、決してそうではない。犯罪の凶悪化や薬物汚染の蔓延など、社会の病理が急速にアメリカ化している現在、まさに先手を打って、こうした制度の導入を検討していくことにこそ意味があるはずなんです。

## ドラッグ・コート成立の背景

では、アメリカのドラッグ・コート制度がどのような背景で出来上がってきたのかということ、簡単にお話したいと思います。

この裁判制度がアメリカで最初に出来たのは、1989年、フロリダ州の裁判所でのことです。

1989年の夏に、アメリカで最も薬物問題で苦しんでいたのは、フロリダ

ロサンゼルス郡の刑事裁判所で、非常に興味深いことがありました。

昼ごはんを食べながら、NAメンバーから、薬物依存からの回復に必要なものは何なのか、そのミーティングで何をやっているのか。そういった説明を、ロサンゼルス郡の刑事裁判所の全裁判官が一堂に会して説明を受けている。私もここにたまたま参加することができました。

もちろんドラッグ・コートの裁判官は、こういった知識が豊富だからこそ、そういったポストに任命されているわけです。しかし一般の裁判官はやはり、ドラッグを自分が好きで使っているんだから、それは悪いことなのだから特別の考慮を払う必要は無いと考えている。そこで、ドラッグ・コートの判事が自らこういった提案をして、NAメンバーを招いて直接説明を受ける。そういう勉強会を開いていました。



(上)勉強会の様子  
(右)真ん中が、ロサンゼルス郡のドラッグ・コート判事のディアツツさん。左は龍谷大学の石塚教授。



州デイド郡のマイアミ市でした。ここで今から14年前に初めてドラッグ・コートという制度ができました。

当時マイアミでは、今の日本と同じですね、過剰拘禁が問題になっていました。たくさん薬物で捕まる人が出てきたときに、みんな捕まえてそれを裁判にかけることが物理的に不可能になってくる。その人たちを一体どうしたらいいんだ、とみんなで知恵を出して作り上げたのがドラッグ・コート制度だった。

マイアミ市でこのプログラムを最後まで修了した人の再犯率が、わずか6%であるということが報告されています。日本では今この数字は50%です。どこでその差が出るのかというと、やっぱり依存症回復のためのプログラムがあるか、無いかなんですよね。この制度が今、非常に上手く機能している、ということがいえると思います。

ここで強調しておきたいのですが、ドラッグ・コートはいわゆる自由化政策とは違います。フロリダ州でそうであったように、刑事司法制度の破綻、過剰拘禁問題に対する方策として、非犯罪化、刑事司法の介入を止めてしまうという自由化政策があるかと思っています。確かにドラッグ・コートでは、刑務所へ入れるといった刑事罰を科すことは回避していますけれど、決して自由化ではありません。刑罰の威嚇力と報奨制度を利用して……給と鞭ですね。なんとかプログラムを最後まで達成させようと、そういう理念で行っている訳です。「非刑罰化ではあるが、非犯罪化ではない」という言い方が出来ると思います。

## ドラッグ・コートの特徴 BTCを例に

どういう精神でドラッグ・コートというのは運営されているのかということについて、BTCで受けた説明を簡単にまとめたものがありますので、みていただきたいと思えます。

・薬物事犯者の中には、どうせ自分には薬物を止められないとか、止めても意味が無い、という捨て鉢な考えになっている人が非常に多い。そういう人に対しドラッグ・コートはどうして機能するかというと、社会的に権威があるとされている裁判官が自ら、そうした人たちに褒めたり励ましたりすることが、トリートメントを継続する動機付けになっている。そうやって最後まで卒業すると、修了式というものがあります。

BTCの場合、早くて1年、長ければ2年くらいの期間をかけて、フェイズ1～3の3段階あるプログラムを全部修了していくわけですが、3段階まで修了したときには、盛大な、卒業式のような、本当にパーティのような修了式をやるんだそうです。「よくプログラムを修了しました」ということですね。そういったことが励みになっている。

・トリートメントの成功の第一歩は、自分が薬を使ってきたことは「依存症」という病気だったということに気づくことから始まる。薬物をいつでも止められると勘違いしている被告人が、非常に多い。だけれども、プログラムを受けているうちに、依存症であること……自分の意志の力だけではやめられないことに気づいていく。NAの第一ステップです。無力であることに気付くことから回復が始まる、ということが、常識として受け入れられている。

・特に女性の場合、女性の犯罪は、薬物問題に起因していることが、男性に比べてはるかに多い。ですから、女性特有のニーズに合わせた対応ができるような施設と、裁判所は契約している。そのため、BTCでは他の地域のドラッグ・コートに比べ、女性のケースの成功率が高くなっている。

・特にBTCで特徴的なことは、他の州のドラッグ・コートの場合は、暴力犯罪者は対象者から除かれることがほとんどです。参加者は拘禁されることなく社会の中で生活するわけですから、他にまた危害を加える可能性のある人を対象にすることはできない。ということで、窃盗などだといいたくは受け入れられるという方針でやっている、という説明を受けました。

・BTCはトリートメント・プロバイダー150箇所と契約し、一人一人がニーズに応じた処遇を受けられるように努力している。

・BTCの目的は、ただ単に、薬物を使っている人を見つけてトリートメントを受けさせる、というだけではなく、回復させることである。その道りは大変長いから、小さなステップから始めなければならないし、すぐに結果が出るものでもない。再使用は、回復のための一過程だということを認め、刑罰ではなくサンクションを課す、あるいはうまくいったときにご褒美をあげたり、ということで、続けていけるよう励ます。サンクションというのも「失敗したから罰する」のではなくて、勇気づけるために使っている、ということでした。



(右)BTC(ニューヨーク州ブルックリン・トリートメント・コート)のスタッフたち。  
(左)左が、BTCのフェルディナンド判事。

薬物をやめること自体はそれほど難しいことではないけれども、やめ続けることは大変である、と認識している。では、やめ続けさせるためにはどうしたらいいか。まず住むところが必要で、定収入の得られる仕事が必要である。それから、ドラッグと無縁の友達がいるといった、普通の生活をさせることが何よりも重要である。そうした暮らしができるようにいろいろ腐心している、ということです。

・アメリカでも通常の刑事司法制度においては、こうしたアディクションをめぐる諸問題が軽視されてしまっていますが、ドラッグ・コートにおいては、こういった当たり前のことの大切さがよくわかっているわけです。

BTCの判事に、ドラッグ・コートについていろいろ質問してきたので、紹介したいと思います。

まず「ドラッグ・コートに乗るか、通常の司法手続を経て刑務所に行くか、被告人に選ばせているのか」と質問しました。

ドラッグ・コートの手続を受けるかどうかは、裁判所とその被告人との間の契約によって成り立つものです。薬物犯罪あるいはそれに関連する犯罪を犯して逮捕された人が、裁判所と契約をする。「自分は通常の裁判を受ける権利は放棄します。その代わりに、ドラッグ・コートの手続に従います」と。そういう契約書を提出して、この手続に乗ることになります。

ということですので、「ドラッグ・コートに乗る以外の手続を与えません」という説明を受けたのですが、よくよく考えてみたら、「与えない」というのは法的には難しいんじゃないかと思い、さらに質問してみました。すると、「できるだけ、ドラッグ・コートを受けない、という選択をさせないようにしている」ということでした。

まず最初に、逮捕した段階で、検察官やソーシャル・ワーカーや、あるいは裁判所が、被告人に「ドラッグ・コートというのは、こういう司法的な制度なんだ」ということを説明します。そうすると90%の被告人はその段階で受け入れるんですが、ごくごく少数の人たちは「どうせそんな、やめたって意味ないからトリートメントなんていない」と言うそうです。しかしドラッグ・コートのプログラムがいかに有用であるかということを知っているため、最初の段階では「受けたくない」と言っている人たちにも、とりあえず裁判所に行って手続を傍聴しなさい、と、実際に見せるそうです。そしてその裁判所の中で何がなされているのかということを見てもらって、それで納得させているんだ、という説明を受けました。それでもまだ「こんなプログラムは受けたくない」といっている人は非常に少ない、ということです。

ところで、ニューヨークのドラッグ・コートには、「ブルックリン・トリートメント・コート」という名前がついています。「トリートメント」というのは、「治療」とか「処遇」という意味です。つまり、薬物裁判所、ではなくて「ブルックリンの治療法廷」という名前がついているわけです。そのことを彼らは非常に誇りに思っています。自分たちは単なる刑罰を科すだけの裁判ではなく、問題を抱えた人たちの、問題を解決するための裁判をやっている。そこが特徴なんだ、と書いていました。

どうしてトリートメントを受けたくないという被告がいるんですか、と質問しましたら、「そういう人たちの多くは、自分に薬物はやめられない、と思っている。また、もしやめられたとしても、自分の人生は変わらない、と思っている」と。そういう捨て鉢な気持ちを持っているから、トリートメントはいらない、というふうに言うんだらう、と。

あるいは、「トリートメントを受けます」という人の中にも、「刑務所に行くよりは簡単だろう。今まで自分はずっと、人をだまして生きてきた。裁判所のスタッフをだますのも簡単だろう」。口だけで「やめたい」と言って、適当に

プログラムやって、それでもとの生活に戻れるんだからいいや、と。そういう動機で参加を表明する人もいます。

そうすると、どっちがより回復するか、と考えたときに、かえって最初に「トリートメントを受けたくない、薬物をやめたって、いいことなんて何もないんだ」と言っていた人たちのほうが、かえって熱心にプログラムに取り組むことのほうが多いそうです。

それから3番目に聞きました。私は留置所や拘置所に薬物事犯で捕まっている人に面会に行き、「少なくとも判決言い渡しまでの間、群馬県の藤岡の施設でプログラムを受けてみませんか」ということを勧誘し、全国を回っているわけですが、「自分は、乱用はしたけれど依存症じゃないんだ。やめようと思えば、いつでもやめられる。依存症のリハビリ施設に行く必要はないんだ」と言う人が結構います。特に初犯者に多いです。「どうせ初犯だから、何もしなくて執行猶予つくんだから、何もわざわざ面倒くさいことしないでいいんだ」と。そこで「プログラム受けませんか、と勧誘したときに、そういうこと言う人いませんか」と聞きました。そうしたら、アメリカでも非常によくあるケースだ、ということだそうです。しかしそういう人たちに對して根気良く説得をするそうです。「じゃあ、なぜあなたはここにいるの、なぜ判事の前で裁判を受けてるの?」って。そういうふうに一生涯懸命説明をして、なんとかプログラムに乗るほうに説得をしている、という説明を受けました。

## ドラッグ・コート法廷の実際

### - マイアミのドラッグ・コートを例に

次に、実際の裁判官と被告人のやりとりを見ていきましょう。

マイアミの裁判所ではロジネック判事のご厚意により、なんと、ビデオカメラを持ち込むことを許可されました。その記録から、実際のドラッグ・コートの裁判において、裁判官と参加者がどのようなやりとりをするのかをいくつか紹介したいと思います。

まず、Aさんという人。初めて参加するAさんに対して、裁判官がまず話しかけます。「それではAさん、こちらへどうぞ。怖がなくていいですからね」と。そして検察官が「11月13日までによく考えて、ドラッグ・コートに参加するかどうか、検討しておいてください。そうでなければ、あなたは長い間刑務所に入ることになりますよ」と。プログラムを受けるのであれば、いま



ハワイ州のJuvenile Drug Court(少年薬物裁判所)。  
後列左が判事のマーク・ブローニングさん。

ハワイ州では、通常の成人ドラッグ・コートのほかに、家庭裁判所のドラッグ・コートと、少年裁判所のドラッグ・コートの法廷を見学することができました。

家庭裁判所のドラッグ・コートでは、薬物問題を抱える両親による児童虐待の問題を取り扱っています。そこでは親へのドラッグ・トリートメントのプログラムを、子どもの保護という観点から行うために、家庭裁判所の中にあるのです。

少年裁判所では、未成年の薬物事犯に対する法廷が行われているわけですが、少年の段階で薬物に深く関わっている人たちの生育歴には、非常に悲惨な状況があります。その問題をなんとかしないと、ただ薬を止めたところで何も解決にならない。

ということで、裁判官は非常に苦心していました。本当に励ますんですね。「よくできました」と、「よく一週間使わなくていられた」と言ってメダルを渡したり、そういうことをやっていました。

のままの生活を続けながら、裁判所に出頭していけばいいんだけど、それが嫌だ、ということであれば刑事罰が科せられますよ、ということの説明しています。それで裁判官が「11月13日ですね。では退場して、裁判所のスタッフから、プログラムの説明を聞いてください。奥さん来てるんですか？……来てるの。じゃあ一緒に行って説明聞いてください」「ありがとうございます」「あなたのためなら何でもしますよ」と最後に言ったときに、Aさんは私たち日本人が傍聴に来ているのを知っていて、「さようなら」と日本語で言ってくれたんですね。

こうして、一人にかかる手続時間が、長くて5分。短くて2~3分ですね。驚くべきことに1時間半から2時間くらいの間に、4~50人の参加者を全部、処理するんですよ。毎日、毎日。日本では、刑事裁判では、争わなければ大体1回で結審しますが、長くて1時間で終わりです。それはすごく精密な司法、精密司法と言われるように、何月何日、何時何分ごろ、どこかで、覚せい剤水溶液をどこにどういふふう注射してどうのこうの、ってふう書類作って、やるわけですけど、実際に被告人と裁判官が対話する場面は5分くらいのもので、だから実質的な部分は、日本でもそんなに変わらないと思いますが、それにしてもすごいですね。

次に、Bさんの場合です。「あなたはなんの仕事をしているんですか？」「小さな野菜市場で働いています。店の名前は で住所は 通りで……」「いい野菜を置いていますか？」「はい」「じゃ、ここのドラッグ・コートのスタッフが野菜買いに行ったら、安く売ってくれますか？」すると、その参加者が「ボスに聞いてみます」「真面目だね。あなたの学歴は？」「9年生(高校)まで」「その野菜市場で、あなたはいくらもらっているの？」「よくわかりませんが、週200ドルくらいです」……2万4千円くらいですね。「何時間働いているの？」「朝8時から夜の9時までです」「そうすると、時給にすると……たった3ドルくらいですよ」と。「眠くなって働いてるのは、あなたのボスは気づいてないの？」裁判官がそこで提案をするわけです。「君には、話が2つある。ひとつは、君がやりたいかどうかはわからないけれども、学校へ行きなさい」ということを提案するわけですね。「スクール」と言いましたが、これは高校や大学ではなくて、職業訓練校のようなところです。そういうところで例えば、読み書きそろばんを習う……少し計算ができるようになると、時給がもう少し高くなって、もう少しまともな暮らしができるようになります。ちょっと費用がかかるけれども、学校に行きなさい、ということ提案してるんですね。

それから次に……これは何回目かの参加者です。「あなたは自分のレポートを持ってきましたか？ 見せてください」……なんかおそらく、尿検査で陽性の反応が出たりなんかしてですね、レポートを出すことをサンクション、制裁として課された人だったと思うんです。「ところでNAには行ってますか？」と質問をするわけです。「行ってます」「よろしい。行き続けるようにしてください。くれぐれも、NAには行くように」。また別の参加者とのやりとりで、こういう場面に出くわしました。「あなたは、仕事はしていますか？」「いいえ、NAに行っているの、仕事はしてません」「じゃあ、NAの12ステップを、ちょっと説明してくれませんか？」……何も言えなかったですね、その参加者は。そうしたら、「あなた28回もNAに行っていて説明できないんですか？ 12月10日、私はあなたにまた同じ質問をしますよ、ちゃんとNAに行っておプログラムを受けなさい、と裁判官が、NAに行くことを励まして、勧めているわけです。

## わが国の現状とアパリの取り組み

では、わが国でこういうようなドラッグ・コート制度を導入できるかどうかについて、簡単に私見を述べたいと思います。

そもそもわが国におきましては、現行の刑事司法制度が、薬物をやめら



フロリダ州マイアミで見かけた車のナンバープレート。アメリカではこのように自由にデザインすることができる。「Keep Kids Drug Free(子どもたちを薬物から守ろう)」のメッセージが入っている。



フロリダ州第11巡回裁判所。  
マイアミ・ドラッグ・コートのロジック判事と(写真中央)。

れなくなってしまった人たちの回復には必ずしも役立っていない、という側面があります。

覚せい剤の例をあげてお話しすると、覚せい剤を使ってしまい、何らかの事情によって逮捕された。するとほぼ確実に100%起訴されます。これが初犯であるならば、よほど大量に所持していたとか、あるいはよほど大量に取り引きしていたという証拠が出なければ、判で押したように懲役1年6ヶ月、執行猶予3年の判決が出され、そのままクソのある社会に戻されてしまいます。ひとたび執行猶予判決を受けた人が、その後またクソを使って検挙されると、執行猶予期間を満了後7年くらい経過していないと、ほぼまちがいがなく実刑判決になります。ましてや執行猶予期間中に再使用して検挙されるとどうなるか。それまで、1年6ヶ月執行猶予3年、という判決を受けていたわけです。そうすると次の新しい薬物使用による、検察の求刑は……使用量や頻度にもよりますが、2年とか2年半とか求刑される。例えばそこで「判決2年」と言い渡されると、前に執行を猶予されていた1年6月が加わって、そこでの執行刑期は3年6月になります。

アパリの保釈プログラムには、今までのところ約30名受講者がいました私の知る限り再犯者はゼロ、成功率100パーセントです。

ただ、あくまでも今のところそうである、というに過ぎないのであって……薬物依存症というのは、自らの力では薬物のコントロールができなくなってしまった人たちですから、何らかの形でリハビリのプログラムを受けても、再使用してしまう……リラプスは当たり前なんです。ところが現行の日本の刑事制度では、再使用があるとほぼ間違いなく3年以上の長期にわたって刑務所に入らなければならない。ただ薬物を使った、そして捕まった、それだけで刑務所に3年です。

それでは、そのような厳罰主義の刑事制度が本当に、有効に機能しているのか。再犯率を指標に考えると、まったく有効に機能しているとはいえない現状があります。今、再犯率50%です。覚せい剤事犯、覚せい剤取締法違反で検挙される人の約5割は再犯者なわけです。つまりクソをやめることができずに、刑務所を何度も出入りしたりしている人がいるわけです。厳罰主義でクソは止まらない、ということのひとつの証明だと思えます。

確かに、社会資源として、薬物依存症の回復支援施設としてダルクが日本には約30箇所あり、1日平均約300人が利用しています。でも覚せい剤で捕まっている人は、実人員(実際に薬物事犯で裁判を受ける人)で1万4千人くらいです。そのうち、初犯者は半分ですから7千人が、先程申し上げたように執行猶予で……なんの治療への道筋も立てられないまま、言い方は悪いですが野放しにされて再使用、再犯の道をたどる。残りの再犯者7千人は刑務所に行き、行ったからといってクソが止まるわけではない。そういうことになります。

今の、重罰化の傾向はやはり、意味がない。覚せい剤1回目は執行猶予、と言いますが……かつては実刑だったんです。1回目でも執行猶予はつかず、半年とか8ヶ月とかの非常に短い実刑だったんです。その状況が変わったのは、深川の通り魔事件です。あの事件で「覚せい剤は危険なんだ、みんな無差別殺人犯になるんだ」という誤った理解が先行し、覚せい剤取締法が改正され、重罰化された。それで今までのような短い刑期を科

することができなくなった。でも1回目の人にいきなり1年とか1年半とかいうのは重過ぎるということで、そこから、1回目の人に執行猶予をつけて野放しにする、という政策に変わったのです。

ですから、「政策」というものは、何かことが起これば変わる可能性があるのですが、今度変わるときがあるならば、ぜひ、「回復」ということを考えたほうに変えてもらいたいと思います。

どうして日本ではこんな厳罰主義が採られているのかと考えたときに、やはり訴訟の当事者・関係者の人たちに「薬物依存症が病気だ」という認識がないからだと思います。しかしわが国では、平成12年4月1日施行の精神保健福祉法の改正によって、その第5条の精神障害者の定義規定の中で「精神作用物質への依存症」が病気として定義されています。でもおそらく、知らない人がいるんじゃないですかね、結構たくさん。

私は仕事の関係で、情状証人として何十回も出廷したんですが、そのとき検察官が、被告人をこう攻撃したことがありました。「あなたの言い分というのは、私は絶対に認められない」と。「依存症のいの字もわかりませんけどね。しかし、あんたの言っていることは承伏し難い」とか、そういう言い方をするんですよ。

そこでもし次に情状証人に立ったときに同じことを言われたら、密かに用意している言葉があります。「お手元の六法の精神保健福祉法の第5条を開いて下さい」と、そう言いたいんですけども……でも、裁判所では、検察官の席においてある六法って非常に古いのが多いですね。平成8年とか、9年とか、少なくとも13年度以降の六法を机に置いていないと、出てないんですけども。

ところで、大抵の被告人の場合は、約9割は……もったいもありませんけど、保釈ということはしません。すると逮捕されてから判決が言い渡されるまでの2～3ヶ月の間、裁判のために身柄を拘束されているだけで、何ら処遇はされません。これは、非常にもったいない。

この状況を何とかできないものだろうかと思いついて、2000年の7月より、「保釈中の刑事被告人に対する薬物離脱研修」を始めました。群馬県の藤岡市の「アパリ藤岡研修センター」は、現在約30名の入寮者のいるリハビリ施設です。この中に保釈の人は、月平均0.5人程度。むしろ保釈で入ってる人の方が例外で、たいていの人は通常の入寮という形で入っています。保釈専門でやっているわけではありませんが、保釈中の人に、判決言い渡しまでの間の短い期間であったとしても、プログラムを提供しています。

たとえ短期間であったとしても、リハビリ施設を経験しておくかおかないか、ということには大変な差があると思います。というのは、経験してなければ、次に自由の身になったときに「そこに行こう」とは、なかなか思えませんよね。でも、たとえ1日でも、藤岡の施設に入ってミーティングに出れば、「ああそうか、リハビリ施設ってのはこういうことをやってるんだ」ということを知ることができるわけですから。

ちなみに、入寮者の中にはこんな人もいました。アパリが作成した、藤岡の施設のビデオがあるんですが、それを刑務所の中で見せられて「アパリ、というものが群馬県藤岡市にある」ことを、それだけの情報を頼りに、いきなり藤岡まで来ちゃって入寮した人もいます。これ、本当なんですよ。「フェローシップ・ニュース」第3号にこの人の体験談が載っています。アパリ、ダルクの活動の実際のところ……回復者の体験談ですとか、そういうことをお知りになりたい方は、ぜひ、フェローシップ・ニュースを購読していただきたいと思います。

ただ単に拘禁するだけでは、どうやってやめていったらいいか、ということとは普通わからないわけです。

この点、東京地方裁判所などでは、裁判官が被告人に向かって「君はなんで、このように何度も使って、捕まって、刑務所に何度も行ってるのに、どうしてダルクに行かないの？」というようなことを言う裁判官も、現実にはいるんですよ。

弁護士の先生方に一言申し上げたいことがあります。先生方の中には、複数回の覚せい剤事犯者に対して、「弁護のしようがないから、私選なんでもったいないことやめて国選にしなさい」などと言ったり、あるいは「ダルクの人を情状証人に呼びたい」と言ったら「そんなものは意味がないからやめろ」とかです。……とんでもないです。もしご関心があれば、私どもが関わってどういふことをしたら、どのように判決が軽くなったのかという事例を私は持っています。もし、弁護のしようがないと困っているならば、ぜひ一度、お電話いただきたくお願い申し上げます。裁判官の中には、やめるための

努力をして、やめるためのリハビリ施設に行こう、ということを応援して下さる方も、いるんですよ。

薬物犯罪者に刑罰を科す目的は、二度とクスリに手を出させない、ということの筈です。だとすれば、従来のように刑務所に入れて、刑務作業を行わせること、その方法にそれほど効果が出ていない、というのが現実です。ほかの国で成功しているドラッグ・コートという制度があるのでしたら……導入には刑法なり刑事訴訟法なりの改正が一部必要になってくるのです。すぐには実現しないでしょうけれど、ぜひわが国でも導入するような方向に持っていきたいと思っています。

平成15年3月16日 アパリ公開講座

～薬物依存回復の可能性をさぐる～での講演を再構成  
(文責:ちえぞう フェローシップニュース編集部)

#### 編集部注

以下の文献、論文を参考にしました。詳しくはこちらをご参照ください。

尾田真言 アメリのドラッグ・コート制度 『矯正講座』第24号 2003年

尾田真言 保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム

『フェローシップニュース』第2号 2003年

尾田真言 アパリの支援プログラム -司法編

『フェローシップニュース』第3号 2003年

尾田真言 米国ドラッグ・コート制度

『フェローシップニュース』第6号 2003年



尾田真言(おだ・まこと)

アパリ事務局長、埼玉県立大学講師、龍谷大学矯正・保護研究所客員研究員。ダルクのボランティアとして家族会で無料法律相談を担当している。著書『人権論入門』日中出版『サラ金トラブル』日中出版など。写真はニューヨークの薬物依存症リハビリ施設、「フェニックス・ハウス」にて。